

伊形小いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭、地域社会及び関係機関が連携していじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、「宮崎県いじめ防止基本方針」「延岡市いじめ防止基本方針」をもとに、「伊形小いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている

ただし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることはなく、いじめられた児童が苦痛を感じているか否か、当該児童の立場に立って判断することが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。しかし、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合でもその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずしや集団による無視をされる
- ・ ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものもある。その場合教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、

生命または身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞感）、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの防止

いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となって継続的な取組が必要である。

(4) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

さらに、いじめの早期発見のために、定期的にアンケートや教育相談を行う。

2 伊形小におけるいじめ防止等の組織

いじめ防止対策推進法第22条により、つぎの組織を設定する

(1) 組織名

いじめ防止対策委員会

(2) 組織の構成

学校～校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・人権教育担当・養護教諭
学級担任・学年主任・特別支援教育コーディネーター

必要に応じて

地域～PTA会長・PTA副会長・民生児童委員

(3) 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集
- ・いじめの事実確認と対策
- ・該当児童及び該当保護者への指導
- ・学級、学年、学校の指導体制の強化と支援
- ・必要に応じて外部組織への協力要請、または警察への通報
- ・いじめ防止と早期発見のためのアンケート調査と分析

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの防止

- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを、教職員全体で共有し、指導にあたる。
(道徳や特別活動を中心に、人権教育研修、いじめに関する研修の実施)
- ・わかる授業作りを目指して、基礎・基本の定着を図り、意見を発表し合える場面を設定し、児童の社会性やコミュニケーション能力を育成する。

- ・ 人権教育を推進し、いじめを許さない学級・学年集団を作り、自己有用感や自己肯定感を育成する。
- ・ 高学年からインターネット利用やスマホ使用など、情報モラル研修の充実を図る。(県研修センターの情報モラルに関するサイト、県警の情報モラルに関する教室の活用)
- ・ 「延岡市携帯電話、スマートフォン等の使用の指針」の活用を図り、児童並びに保護者へ啓発を図る。
- ・ 保護者や民生児童委員、地域協力者、社会体育指導者との連携を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・ いじめに繋がる行為を見逃すことなく、職員間で情報を共有する。
- ・ 毎月アンケートを実施し、情報収集に努める。
- ・ 日記や会話の内容に気を配る。
- ・ 教育相談週間(6月・11月・1月)を設け、実態を把握する。
- ・ 県の「学校におけるいじめの実態把握に関する調査」を実施し、「現在もいじめが続いている」と回答した案件については、追跡調査を行い、生徒指導状況報告(12月分)で報告を行う。

(3) いじめに対する措置

- ・ いじめと認められる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、すぐに生徒指導主事・管理職に報告し、関係児童の話を開けるような体制をとる。
- ・ いじめられた児童や、知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめの加害者、観衆、傍観者についても関係職員と連携して指導にあたる。
- ・ いじめ防止対策委員会は、学校全体で情報を共有できるようにする。
- ・ 速やかに保護者に連絡し、事態の收拾に努める。
- ・ 教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関(SC・SSW)と連携する。
- ・ いじめが解消している状態とは、いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月以上経っていること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこととする。ただし、その後も経過観察等や相談を行い、いじめが止んでいるかを本人や保護者に確認する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ対策推進法では、次の場合を重大事態として、直ちに校長は教育委員会に通報し、その事態に対処し速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものとされている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 心身に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

イ 「相当期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校長の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ウ 児童や、その保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告・調査

重大事態発生時は、教育委員会を通じて延岡市長に報告する。

その後、迅速に「延岡市学校いじめ防止基本方針」に従って調査し、当該児童及びその保護者に適切に報告する。

5 地域や家庭との連携

(1) 地域との連携

学期に1回、民生児童委員と「情報交換会」を開き、地域住民からの情報収集をし共有を図る。また、地域安全見守り隊の方々からの情報も積極的に収集する。

(2) 保護者との連携

学校基本方針について保護者の理解を得ることで、いじめの問題の重要性の認識を広める。

(3) いじめ防止に関する情報発信

- ・ 児童、保護者並びに地域に向けて、いじめ防止に関する基本方針について、PTA総会や参観日での説明、ホームページでの発信、学校評価での達成状況の公表を行う。
- ・ いじめ相談の窓口として、市青少年育成センター（0120-783-904）、オアシス教室（33-0330）の関係機関を周知する。

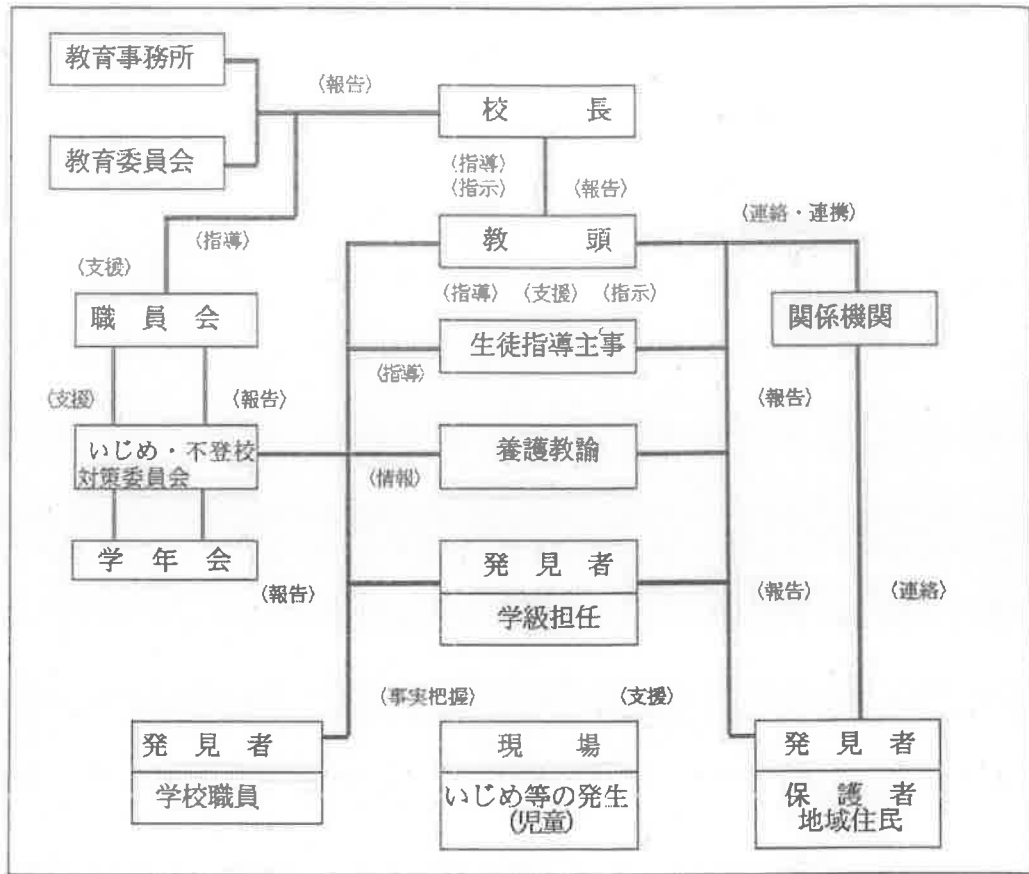
伊形小いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	児童が主体となった活動	教科等	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
4	新任式 入学式	1年生を迎える会		生徒指導研修 (前年度からの引継ぎ)			PTA総会 (基本方針の説明) 参観日 家庭訪問	いじめ防止基本方針の共通理解
5	交通安全教室 春の遠足 避難訓練 体力テスト		非行防止教室(学活5、6年) 相手の気持ちを考えよう(5年道徳) 友だちとのかわりについて考えよう(3年道徳)		教育相談週間(ア)	すこやか会議	家庭訪問 学校協力者との対面式	
6	鑑賞教室		田植え(5年総合) 昔の遊び(1年生活)		教育相談週間(面談)	すこやか会議	参観日	
7		結団式 運動会スローガンづくり	花笠保存会との交流(6年総合)	延岡地区人権・同和教育研修大会	教育相談週間(ア)		参観日	1学期の取組の反省と改善
8				人権教育研修			PTA奉仕作業	
9	運動会練習		いじめについて考えよう(6年道徳) いじめを見つけたら(4年道徳) いやな気持ちをかき消さないよ(2年道徳) こんなことしてない?(1年道徳)	生徒指導研修	教育相談週間(ア)	すこやか会議	参観日	
10	運動会 集団宿泊学習 秋の遠足		福刈り(5年総合) おもちゃづくり(2年生活)		教育相談週間(ア)	すこやか会議		
11	小中音楽祭 修学旅行 陸上教室	みんなで遊ぶ日(児童会)	心のもった言葉づくり、友達のよさ(学活) 秋祭り(2年生活)	人権教育研修	教育相談週間(面談)	すこやか会議	参観日 PTAバザー	
12			持久走大会(全校体育) もちつき大会(5年総合)		月目標 「友だちと仲良く助け合おう」 教育相談週間(ア) 県いじめ調査		保護者・地域アンケート(学校評価) 参観日	2学期の取組の反省と改善
1			1/2成人式(4年総合)		教育相談週間(面談)			
2	伊形っ子発表会		尊重し合う心(学活)	人権教育研修	教育相談週間(ア)	すこやか会議		学校評価公表
3	お別れ遠足 卒業式	お別れ集会	グランドゴルフ(6年総合)	生徒指導研修(新年度への引継ぎ)	教育相談週間(ア)		参観日	3学期の取組の反省と改善 次年度計画の作成

(資料2) いじめ・不登校に対する生徒指導体制とアクションプラン

1 生徒指導体制

(1) 組織図



(2) 対応



- ① 発見者は事実の把握を的確にする。
- ② けががある場合は、ただちに養護教諭に報告するとともに、教頭及び生徒指導主事、学級担任等に報告する。
- ③ 教頭は、校長に報告するとともに、校長からの指示を関係者及び関係機関に連絡する。
- ④ 学級担任、生徒指導主事とともに事実を把握するとともに、校長に報告をし、その指示を受ける。
- ⑤ 保護者に連絡し、事実を伝えるとともに、家庭での接し方等について指導を行う。(この際、人権に十分配慮しながら児童や保護者に接する)
- ⑥ いじめ・不登校対策委員会等で事実や事故等の経過をまとめるとともに、職員会に報告し、全職員の理解と協力を得る。

2 いじめ・不登校に対するアクションプラン

(1) 不登校に対するアクションプラン

ア 状況 1

段階	内 容	対 応		
		いつ	だ れ が	どのような対応をするか
1	保護者からの連絡・相談があった。	朝 放課後 夜	学級担任	① 保護者の話を十分に聞き、不安を受けとめる。 ② 情報を整理する。
2	不登校の原因が、いじめなど人間関係によるものではないと判明した場合	休み時間 放課後	学級担任 生徒指導主事 校長 教頭	① 原因を一つと決めつけずに、本人や保護者の意見をよく聞きながら原因を探っていく。 ② 家庭訪問をするとともに、日常の観察記録を取っていく。 ③ 専門機関との連携を検討する。
3	対応策を検討する必要があると判断した場合	いじめ・ 不登校対 策委員会	校長、教頭 教務主任、 生徒指導主事 養護教諭 保健主事 学級担任等	① 学級担任が、把握した事実の報告と経過を説明する。 ② 今後の対応策を検討する。 ③ それぞれの構成員の役割分担を明確にし、連携のとれた適切な対応策を実行する。
4	全職員で話し合う必要があると判断した場合	すこやか会議 職員会	全職員	○ 不登校までの経緯と現状を詳細に報告し、対応策や役割分担を検討し、全職員の共通理解のもと、指導体制を整える。

イ 状況 2

段階	内 容	対 応		
		いつ	だ れ が	どのような対応をするか
1	不登校の現場を発見した。	登校をしぶつ ている場面	発見者 学級担任	① 声をかけ、保護者や本人から話をよく聞く。 ② 担任に連絡をとり、状況を説明する。

(2) いじめ問題発生時におけるアクションプラン

ア 状況1

段階	内容	対応		
		いつ	だれが	どのような対応をするか
1	・うわさや訴えを聞いた。 ・あのねカードで挙がった。	休み時間 放課後	学級担任	○ できるだけ多くの情報を収集する。 ・ 時間、場所、被害者・加害者の氏名、状況 ・ 被害者・加害者双方を取り巻いている状況（人間関係等）の把握
2	うわさや訴えが事実と判明した場合	休み時間 放課後	学級担任 生徒指導主事 校長 教頭	① 被害者・加害者双方に対し、教育相談を行う。 ・ いつ、どこで、誰が、どうしたのかの事実を確認する。 ② 必要に応じて家庭と連絡をとる中で事実を説明し、家庭での様子等を聞く。また、感情的な指導に走らないよう、冷静な対応を促す。 ③ 必要に応じて全体に指導を行い、再発防止を促す。 ④ 問題の大小にかかわらず、問題発生以後の経緯を記録する。 ⑤ 事実確認後、すみやかに報告する。
3	対応策を検討する必要があると判断した場合	臨時会 いじめ防止委員 対策会	校長、教頭 教務主任、 生徒指導主事 養護教諭 学級担任等	① 学級担任または発見者が、当事者から聞いた事実の報告と経過を説明する。 ② 今後の対応策を検討する。 ③ それぞれの構成員の役割分担を明確にし、連携のとれた適切な対応策を実行する。
4	全職員で話し合う必要があると判断した場合	校務会議 職員会	全職員	○ いじめの事実を詳細に報告し、すこやか会議で話し合われた内容をもとに対策や役割分担を検討し、全職員の共通理解のもと、指導体制を整える。

イ 状況2

段階	内容	対応		
		いつ	だれが	どのような対応をするか
1	教師がいじめの現場を発見した場合	いじめの行われている場面	発見者 生徒指導主事	① 厳正な態度でいじめをやめさせ被害者を守る。 ② 言葉をかけながら、被害者の不安を取り除く。 ③ 加害者、傍観者から事情を聞き、情報を整理する。その場で指導をした後、学級担任、生徒指導主事にすみやかに報告する。 ④ 校長の助言のもと、臨時会の開催を検討する。 ⑤ 臨時会を開催する場合は、「状況1」の段階3・4へ

(資料3) いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

1. いじめられている児童のサイン

いじめられている児童は、自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が様々な場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。

場面	サイン
登校時・朝の活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人で登校するようになる。 ○ 遅刻や欠席が増える。 ○ あいさつの声が小さくなる。 ○ 忘れ物が増える。(学習道具・提出物) ○ 体調不良をよく訴えるようになる。 <p style="text-align: right;">等</p>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健室やトイレに頻繁に行く。 ○ 教科書、ノートにいたずらされる。 ○ 発表すると笑われたり、無視されたりする。 ○ グループ学習に参加させてもらえない。 ○ グループを作るとき、仲間に入れてもらえない。 <p style="text-align: right;">等</p>
休み時間 等	<ul style="list-style-type: none"> ○ いやなあだ名で呼ばれることが多い。 ○ グループにしたとき、机を離される。 ○ 配った給食等を嫌がられる。 ○ 掃除の時、机を運んでもらえない。 ○ 休み時間や昼休み時間、一人で過ごすことが多い。 ○ ひそひそ話をされる。 ○ 近くを通ると嫌がられる。 ○ 持ち物にいたずらされたり、持ち物を隠されたりする。 ○ 衣服の汚れがある。 <p style="text-align: right;">等</p>
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 慌てて下校する。 ○ 用もないのに学校に残っている。 ○ 持ち物がなくなったり、いたずらされたりする。

2. いじめた児童のサイン

いじめた児童の側からもサインが出ている。サインに気付いたら積極的にコミュニケーションをとり、実態把握に努める。

サイン
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室等で仲間同士で頻繁に集まり、ひそひそ話をしている。 ○ ある児童に対し、周囲が異常に気を遣っている。 ○ 教職員が近付くと、集団が不自然に分散する。 ○ 自己中心的な児童が、集団の中心的な立場にいる。 <p style="text-align: right;">等</p>

(資料4)

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下やトイレの行き来に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン	
<input type="radio"/>	嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="radio"/>	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="radio"/>	何か起こると特定の児童の名前が出る。
<input type="radio"/>	筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="radio"/>	壁などにいたずら、落書きがある。
<input type="radio"/>	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

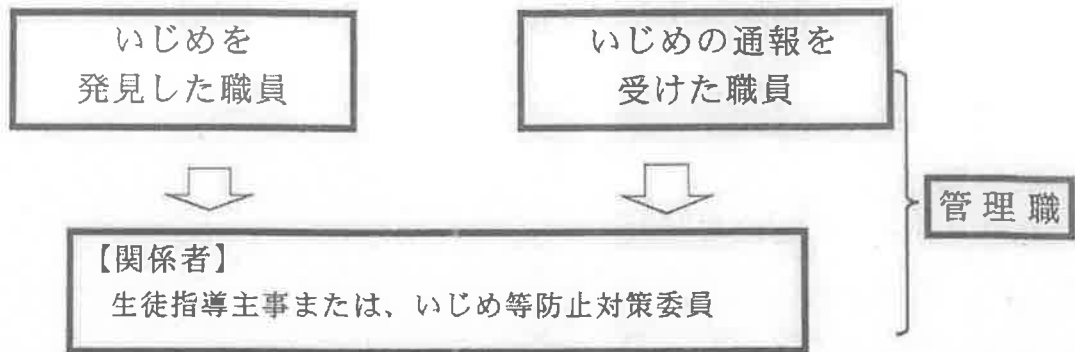
家庭でも多くのサインを出すようになる。子どもの動向を振り返り、確認し、サインを見逃さないようにする。そして、サインが出ていると思われたら、学校との連携を図るよう保護者に伝える。

<input type="radio"/>	学校や友だちのことを話したからなくなる。
<input type="radio"/>	友だちやクラスの不平・不満を言うようになる。
<input type="radio"/>	ぼんやりしている時間が増える。
<input type="radio"/>	朝、起きてこなかったり、登校するのを嫌がるように体調不良を訴えたりする。
<input type="radio"/>	遊び友だちが急に変わる。
<input type="radio"/>	理由のはっきりしない衣服の乱れや打撲、擦り傷がある。
<input type="radio"/>	食欲不振になる。
<input type="radio"/>	自宅学習に集中できなくなる。
<input type="radio"/>	持ち物がなくなったり、落書きされたり隠されたりする。
<input type="radio"/>	家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="radio"/>	大きな額の金銭を欲しがる。
<input type="radio"/>	家庭の品物や金銭がなくなる。
<input type="radio"/>	携帯電話やメールが来ると、こそこそしたり、おびえたりする。

(資料5) いじめに対する措置 (緊急時の組織的対応)

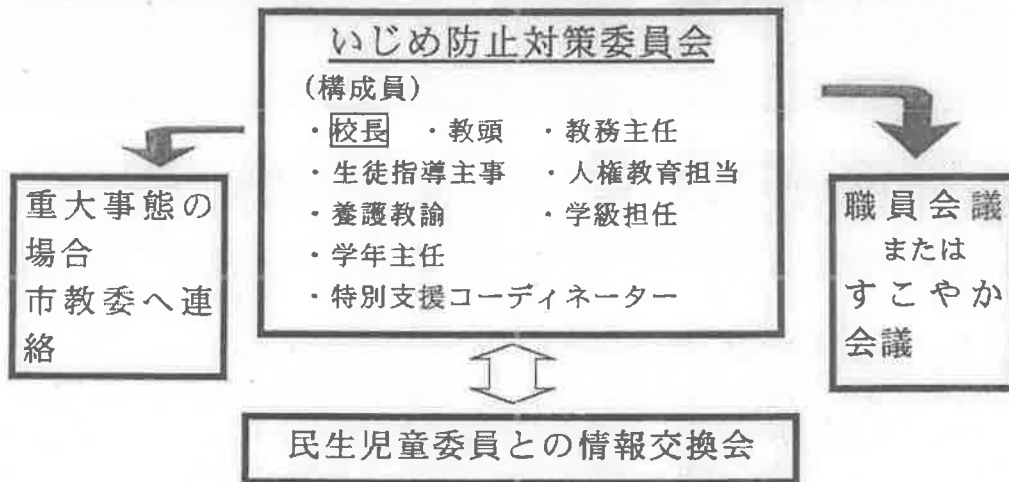
1 いじめを発見・通報を受けたときの対応

いじめを発見したり通報を受けたりした教職員は、速やかに関係者へ連絡する。



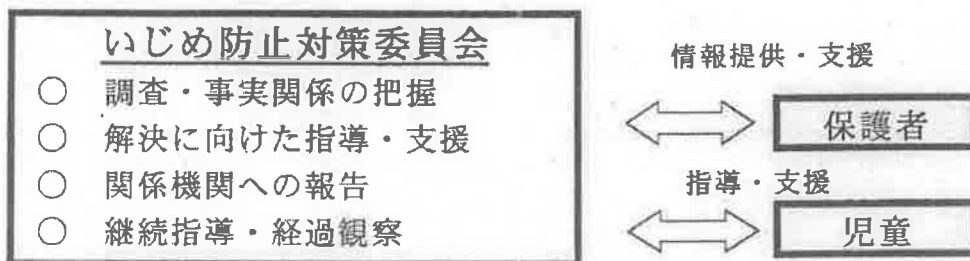
2 情報の共有 (教職員関係)

情報は全職員で共有できるように、できるだけ早く全職員に知らせる。



3 情報の共有 (児童・保護者)

いじめ防止対策委員会で得た情報は、適切に誠意をもって関係者に情報を提供する。



4 関係機関との連携

